

令和4年1月定例会  
追 加 議 案 參 考 資 料

久喜市教育委員会

## 資料 目 次

(議案第 6 号)

久喜市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（案）	1
久喜市部設置条例の一部を改正する条例（案）	2
久喜市部設置条例の一部改正に伴う新旧対照表	5
久喜市立体育施設条例の一部改正に伴う新旧対照表	6
久喜市栗橋 B & G 海洋センター条例の一部改正に伴う新旧対照表	9
久喜市スポーツ推進審議会条例の一部改正に伴う新旧対照表	12

久喜市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第2  
3条第1項の規定により、市長が管理し、及び執行する教育に関する事務は、同  
項第2号に掲げる事務とする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

## 久喜市部設置条例の一部を改正する条例

久喜市部設置条例（平成22年久喜市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条の表健康・子ども未来部の部に次のように加える。

（6）スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（久喜市立体育施設条例の一部改正）

2 久喜市立体育施設条例（平成22年久喜市条例第104号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「久喜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第5条、第7条第1項及び第3項、第9条並びに第14条ただし書中「教育委員会」を「市長」に改める。

第15条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「第3条第2項中「久喜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあるのは「指定管理者」とを「第3条第2項」に、「「教育委員会」とある」を「「市長」とある」に改める。

第20条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表第1菖蒲温水プールの項、鷺宮温水プールの項及び鷺宮体育センターの項中「教育委員会」を「市長」に改める。

（久喜市立体育施設条例の一部改正に伴う経過措置）

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、前項の規定による改正前の久喜市立市体育施設条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、同項の規定による改正後の久喜市立体育施設条例の相当規定によ

りなされたものとみなす。

(久喜市栗橋B & G海洋センター条例の一部改正)

4 久喜市栗橋B & G海洋センター条例（平成22年久喜市条例第105号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号ただし書中「久喜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第5条、第7条第1項及び第3項、第9条並びに第14条ただし書中「教育委員会」を「市長」に改める。

第15条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「第3条第2項中「久喜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあるのは「指定管理者」とを「第3条第2項」に、「「教育委員会」とある」を「「市長」とある」に改める。

第20条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(久喜市栗橋B & G海洋センター条例の一部改正に伴う経過措置)

5 施行日の前日までに、前項の規定による改正前の久喜市栗橋B & G海洋センター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、同項の規定による改正後の久喜市栗橋B & G海洋センター条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(久喜市スポーツ推進審議会条例の一部改正)

6 久喜市スポーツ推進審議会条例（平成27年久喜市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条中「久喜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に、「教育委員会に」を「市長に」に改める。

第4条及び第7条第1項ただし書中「教育委員会」を「市長」に改める。

第8条中「教育委員会スポーツ振興課」を「健康・子ども未来部スポーツ振

「興課」に改める。

第9条中「教育委員会」を「市長」に改める。

(久喜市スポーツ推進審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

7 施行日の前日までに、前項の規定による改正前の久喜市スポーツ推進審議会条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、同項の規定による改正後の久喜市スポーツ推進審議会条例の相当規定によりなされたものとみなす。

久喜市部設置条例の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する条例（案）	現行条例（旧）
（分掌事務）	（分掌事務）
<p>第2条 前条の部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務部～福祉部 略  <u>健康・子ども未来部</u></p> <p>(1) 保健予防に関すること。  (2) 健康増進に関すること。  (3) 地域医療に関すること。  (4) 児童福祉及び保育に関すること。  (5) 青少年健全育成に関すること。  (6) <u>スポーツ</u>に関すること（学校における体育に関することを除く。）。</p>	<p>第2条 前条の部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務部～福祉部 略  <u>健康・子ども未来部</u></p> <p>(1) 保健予防に関すること。  (2) 健康増進に関すること。  (3) 地域医療に関すること。  (4) 児童福祉及び保育に関すること。  (5) 青少年健全育成に関すること。</p> <p><u>建設部～上下水道部 略</u></p>

久喜市立体育施設条例の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する条例（案）	現行条例（旧）
(休館日及び休場日)	(休館日及び休場日)
第3条 略	第3条 略
2 市長 _____ は、必要があると認めたときは、前項の休館日及び休場日を変更し、又は臨時に休館日及び休場日を定めることができる。	2 久喜市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、必要があると認めたときは、前項の休館日及び休場日を変更し、又は臨時に休館日及び休場日を定めることができる。
(管理)	(管理)
第5条 体育施設は、市長 _____ が管理する。	第5条 体育施設は、教育委員会が管理する。
(利用の許可及び制限)	(利用の許可及び制限)
第7条 体育施設を利用しようとする者は、市長 _____ の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。	第7条 体育施設を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。
2 略	2 略
3 市長 _____ は、利用を許可するに当たつて管理上必要があるときは、利用について条件を付することができます。	3 教育委員会は、利用を許可するに当たつて管理上必要があるときは、利用について条件を付することができます。
(利用許可の取消し等)	(利用許可の取消し等)
第9条 市長 _____ は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。	第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略

2 市長\_\_\_\_は、利用者が前項各号のいづれかに該当する理由により同項の処分を受け、当該処分によって損失を受けることがあつても、その補償の責めを負わない。

(使用料の還付)

第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長\_\_\_\_\_が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者による管理)

第15条 市長\_\_\_\_\_は、体育施設の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第24条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長\_\_\_\_\_が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、体育施設の管理に関する業務のうち次に掲げるものを行わせることができる。

(1) • (2) 略

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が別に定める業務

2 指定管理者が前項各号に掲げる業務(以下「指定管理業務」という。)を行う場合における第3条、第7条及び第9条の規定の適用については、第3条第2項\_\_\_\_\_、第7条第1項及び第3項並びに第9条中「市長」とある\_\_\_\_の人は「指定管理者」とする。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則\_\_\_\_\_で定める。

2 教育委員会は、利用者が前項各号のいづれかに該当する理由により同項の処分を受け、当該処分によって損失を受けることがあつても、その補償の責めを負わない。

(使用料の還付)

第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができます。

(指定管理者による管理)

第15条 教育委員会は、体育施設の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第24条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、体育施設の管理に関する業務のうち次に掲げるものを行わせることができるものを定める。

(1) • (2) 略

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が別に定める業務  
2 指定管理者が前項各号に掲げる業務(以下「指定管理業務」という。)を行う場合における第3条、第7条及び第9条の規定の適用については、第3条第2項\_\_\_\_\_、第7条第1項及び第3項並びに第9条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

別表第1(第3条関係)

体育施設	休館日及び休場日	休館日及び休場日
菖蒲温水プール	(1) 每月第2火曜日。ただし、その日が国民の祝日にに関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日(以下「休日」という。)に当たるときは、市長_____が定める日 (2) 12月28日から翌年の1月4日までの日	(1) 每月第2火曜日。ただし、その日が国民の祝日にに関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日(以下「休日」という。)に当たるときは、教育委員会が定める日 (2) 12月28日から翌年の1月4日までの日
鷺宮温水プール	(1) 每月第2火曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、市長_____が定める日 (2) 12月28日から翌年の1月4日までの日	(1) 每月第2火曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、教育委員会が定める日 (2) 12月28日から翌年の1月4日までの日
鷺宮体育センター	(1) 每月第2火曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、市長_____が定める日 (2) 12月28日から翌年の1月4日までの日	(1) 每月第2火曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、教育委員会が定める日 (2) 12月28日から翌年の1月4日までの日
鷺宮運動広場	12月29日から翌年の1月3日までの日	12月29日から翌年の1月3日までの日
南栗橋スポーツ広場	12月29日から翌年の1月3日までの日	12月29日から翌年の1月3日までの日
緑1丁目テニス場	12月29日から翌年の1月3日までの日	12月29日から翌年の1月3日までの日

久喜市栗橋B & G 海洋センター条例の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する条例（案）	現行条例（旧）
(休館日)	(休館日)
第3条 センターの休館日は、次のとおりとする。	第3条 センターの休館日は、次のとおりとする。
(1) 略	(1) 略
(2) 每月第2火曜日。ただし、この日が国民の祝日にに関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、市長	(2) 每月第2火曜日。ただし、この日が国民の祝日にに関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、久喜市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が定める日とする。
2 市長	2 教育委員会は、必要があると認めるとときは、前項の休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。
(管理)	(管理)
第5条 センターは、市長	第5条 センターは、教育委員会が管理する。
(利用の許可及び制限)	(利用の許可及び制限)
第7条 センターを利用しようとする者は、市長	第7条 センターを利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならぬ。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。
2 略	2 略
3 市長	3 教育委員会は、利用を許可するに当たって管理上必要があるときは、利用について条件を付することができる。
(利用許可の取消し等)	(利用許可の取消し等)

第9条 市長\_\_\_\_は、次の各号のいづれかに該当するときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1)～(3) 略

2 市長\_\_\_\_は利用者が前項各号のいづれかに該当する理由により同一項の処分を受け、当該処分によって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(使用料の還付)

第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長\_\_\_\_が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者による管理)

第15条 市長\_\_\_\_は、センターの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長\_\_\_\_が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、センターの管理に関する業務のうち次に掲げるものを任せることができる。

(1)～(2) 略

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が別に定める業務

2 指定管理者が前項各号に掲げる業務(以下「指定管理業務」という。)を行う場合における第3条、第7条及び第9条の規定の適用については、第3条第2項\_\_\_\_、第7条第1項及び第3項並びに第

第9条 教育委員会は、次の各号のいづれかに該当するときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1)～(3) 略

2 教育委員会は利用者が前項各号のいづれかに該当する理由により同一項の処分を受け、当該処分によって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(使用料の還付)

第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者による管理)

第15条 教育委員会は、センターの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、センターの管理に関する業務のうち次に掲げるものを任せることができる。

(1)～(2) 略

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が別に定める業務

2 指定管理者が前項各号に掲げる業務(以下「指定管理業務」という。)を行う場合における第3条、第7条及び第9条の規定の適用については、第3条第2項\_\_\_\_、第7条第1項及び第3項並びに第

9条中「市長」とある\_\_\_\_の人は「指定管理者」とする。

(委任)

9条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関する必要な事項は、規則で定める。

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関する必要な事項は、教育委員会規則で定める。

久喜市スポーツ推進審議会条例の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する条例（案）	現行条例（旧）
(所掌事項)	(所掌事項)
第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか、次に掲げるスポーツの推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、及びこれらの事項に関する市長に建議する。	第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか、次に掲げるスポーツの推進に関する重要事項について、久喜市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じて調査審議し、及びこれらの事項に関する教育委員会に建議する。
(1)～(6) 略	(1)～(6) 略
(委員の委嘱又は任命)	(委員の委嘱又は任命)
第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。	第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。
(1)・(2) 略	(1)・(2) 略
(3) 前各号に掲げる者のほか、その他市長が必要と認める者(会議)	(3) 前各号に掲げる者のほか、その他教育委員会が必要と認める者(会議)
第7条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員委嘱後の最初の審議会の会議は、市長が招集する。	第7条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員委嘱後の最初の審議会の会議は、教育委員会が招集する。
2・3 略 (庶務)	2・3 略 (庶務)
第8条 審議会の庶務は、健康・子ども未来部スポーツ振興課において処理する。	第8条 審議会の庶務は、教育委員会スポーツ振興課において処理する。
(委任)	(委任)
第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関する必要な事項は、市長が別に定める。	第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関する必要な事項は、教育委員会が別に定める。